

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、本町に関係する浸水想定区域図は「資料 5 浸水想定区域図」のとおりである。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水、内水時（以下、「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）なお、本町における対象施設は、「イ 要配慮者利用施設」のみであり、幕別町地域防災計画で定められている施設は、「資料 6 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により幕別町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時

の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

また、円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、幕別町地域防災計画に定められたとおり電話、FAX、広報車等により伝達するものとする。

4 洪水、津波ハザードマップ等の配布等

法第 15 条 4 項の規定により、浸水想定区域をその区域に含む町長は、幕別町地域防災計画において定められた本章 2 に掲げる事項を町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

5 予想される水害の危険の把握と住民等への周知

町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握した時は、水害の危険を住民等へ周知しなければならない。

また、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、町民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。